

ニホンザルの
保護及び管理に関するレポート
(平成26年度版)

2015年3月

環 境 省

はじめに

環境省では、2012（平成24）年度よりニホンザルの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護及び管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的として「ニホンザル保護及び管理に関する検討会」を設置しました。

今後、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「ニホンザルの保護及び管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成22）年に作成された「特定鳥獣保護計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」について随時補足を行っていく予定です。ガイドラインは以下の環境省のホームページでご覧になれます。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3-2d/index.html>

- 2014（平成26）年度のニホンザルの保護・管理をめぐる動き 1p
- 今年度のレポートのテーマ 2p
- ニホンザル保護・管理のための体制整備と人材育成の必要性 2p
- 体制整備・人材育成の事例紹介 8p

2014（平成26）年度のニホンザルの保護・管理をめぐる動き

2014（平成26）年

4月：三重県において「特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」が策定されました。

同月：環境省と農林水産省が共同で「ニホンザル被害対策強化の考え方」を発表しました。この考え方では「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後（平成35年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」ことを目標としています。これは単純に捕獲だけで加害群数を削減するだけでなく、被害対策を組み合わせることで実施し、群れの加害レベルを下げることにより加害群を減らすことも含まれています。

5月：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第46号。）が5月30日に公布されました。平成27年5月29日に施行されます。この法改正によって特定鳥獣保護管理計画は、第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に分かれます。また都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において、麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができるようになります。

7月：「ニホンザル保護及び管理に関する検討会」において、「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」の改訂に向けた検討が開始されました。

今年度のレポートのテーマ

体制の整備と人材の育成

2013（平成 25）年度の二ホンザル保護及び管理に関する検討会では、二ホンザルの保護・管理に当たって、体制や人材の重要性、必要性が指摘されました。

また、これまでにこの保護管理レポートで紹介してきた、特定計画に基づく二ホンザルの保護・管理が行われ一定の成果を上げている事例では、体制の整備や必要な人材の配置が行われていました。

二ホンザルの特定計画を実行していくために、体制の整備とそのための人材の育成が特に重要であることから、今年度のテーマとして取り上げました。

二ホンザル保護・管理ための体制整備と人材育成の必要性

1. なぜ二ホンザルの保護・管理には体制の整備と人材の育成が必要なのか？

二ホンザル管理の特性

二ホンザルは、群れを作り、一定の行動域の中を行動します。そのため、それぞれの群れが被害を与える地域は、限定されます。また群れ毎に個体数や加害レベル（被害の状況や人馴れ程度などで評価される）が異なるという特性があります。そのため、加害する群れを特定し、個体数や加害レベルをモニタリングしながら、目標を明確にした捕獲（加害個体の捕獲、群れの規模を縮小するための部分捕獲、群れ全体の捕獲）を実施する必要があります。

被害軽減のための二ホンザルの管理は、二ホンジカの管理のように捕獲を強化して個体数や生息密度を下げるといった方法とは異なります。

総合的な管理が必要

被害軽減のためには、群れを特定した計画的な捕獲だけではなく、適切な被害対策を組み合わせて実施することが必要です。さらにモニタリングを行ってそれぞれの効果を検証し、問題点があれば改善していくという順応的な仕組みも必要です。

体制と人材の必要性

このように二ホンザルの被害を軽減するための管理を行うには、二ホンジカなどの管理に比べて、手間がかかり、群れや被害の状況に応じて対策を選択するといった判断が必要です。そのため単純に捕獲体制を整備するだけでは問題は解決せず、都府県、市町村、地域のそれぞれに計画的に管理を進めるための体制と人材が必要です。またそれをサポートする専門家、調査機関なども重要です。

2. ニホンザル保護・管理の体制

特定計画の実施体制

ニホンザルの保護・管理を効果的に進めるためには、特定計画を策定し、都府県、市町村、地域住民・農業者、農業関係団体、自治体が委託する捕獲実施機関・調査機関、都府県が設置する科学的評価機関等からなる実施体制を構築し、それぞれが連携していくことが重要です。実施体制は、地域の実情に即して柔軟に構築します。実施体制の例が図1に示したものです。

また特定計画を順応的に実行していくためには、計画の策定、計画の実行、評価・検証、見直しの各段階において、都府県、市町村、地域住民等には、図2の例に示したようにそれぞれの役割があり、その役割を担い、責任をもって遂行する人材が必要です。

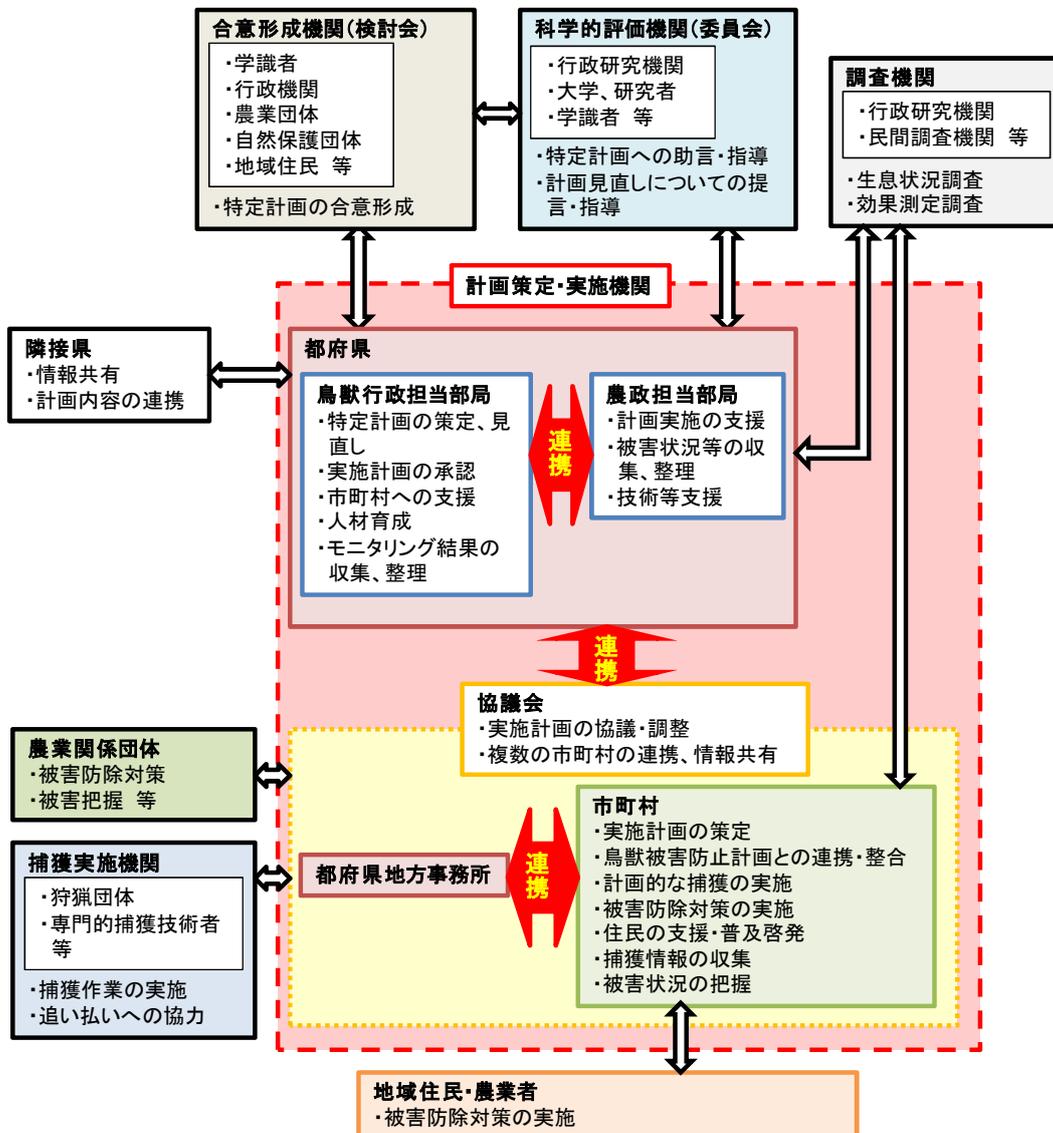


図1 実施体制の例

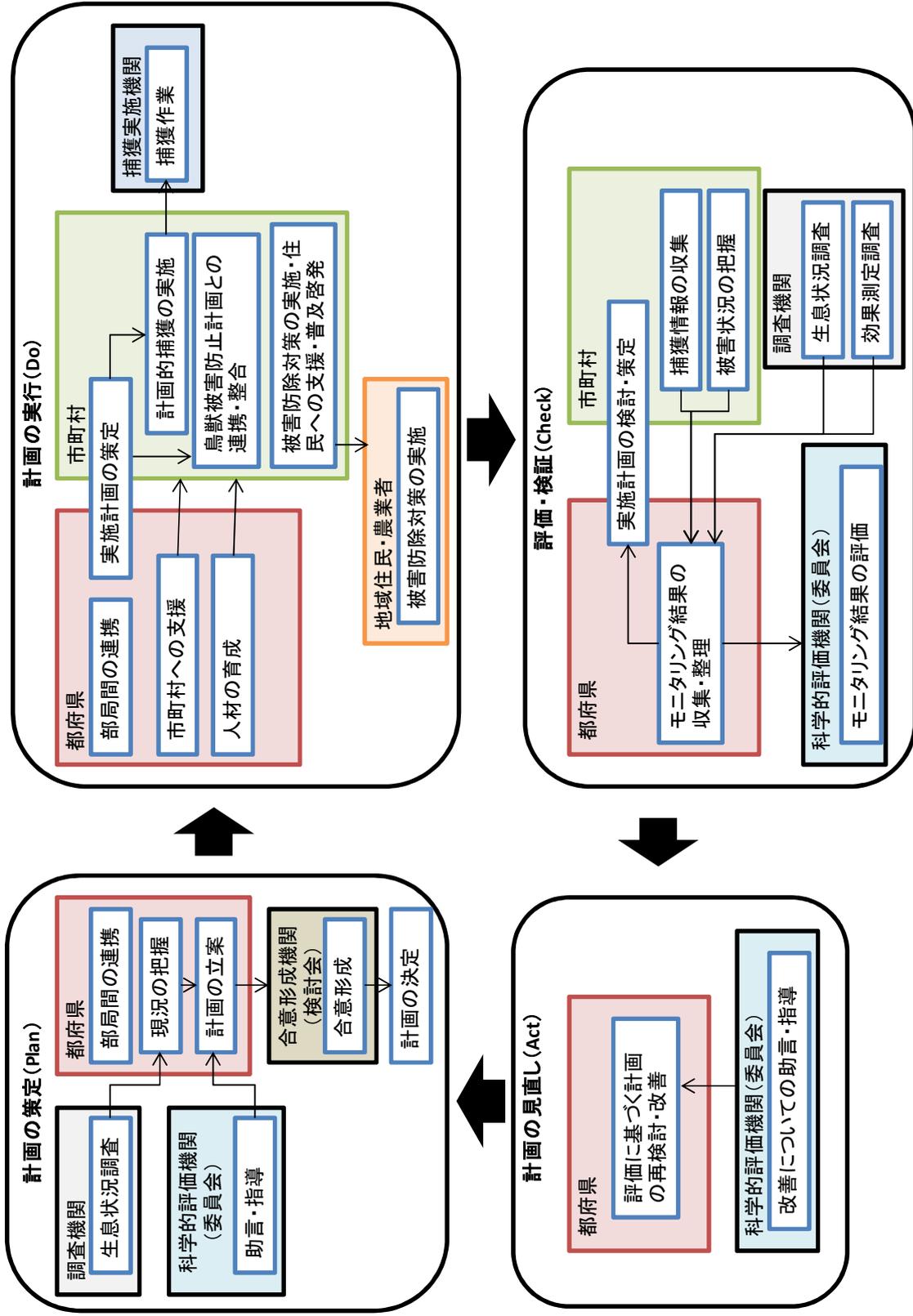


図2 特定計画の各段階における体制と役割の例

3. 各主体に求められる役割と必要とされる能力など

図1 および図2 で例示した保護・管理の実施体制の各主体（都府県、市町村、地域住民・農業者、調査機関、捕獲実施機関、科学的評価機関、合意形成機関）に求められる役割とそれぞれ主体を担う人材に必要とされる能力やスキルなどを以下にあげました。

都府県の鳥獣行政担当者

役割

- 都府県全体の現況（生息状況、被害状況、対策実施状況等）の把握
→現況把握のための情報の収集、調査の実施（調査は必要に応じて調査機関に依頼）
- 都府県の農林行政担当部局、出先事務所、市町村との連携、調整を図る（コーディネーター的役割）
- 効果的な対策を総合した特定計画の立案・実行
- 都府県の他部局、市町村、利害団体、地域等との合意形成
- 市町村の境界を越えた広域的な協議が必要な場合、協議会の設置・運営
- 隣接する都府県とニホンザルの分布状況、被害状況等についての情報共有、計画内容の連携
- 市町村への支援（研修などによる人材育成、有効な被害防除対策やニホンザルの生息状況に関する情報提供など）
- モニタリング結果の収集・整理
→モニタリング調査を市町村と連携して実施（調査は必要に応じて調査機関に依頼）
- モニタリング結果について科学的評価機関の評価を受け、必要に応じて計画の見直し

能力など

- ニホンザルの保護・管理についての基本的な理解（各種対策や調査についての内容、課題の理解を含む）
- 情報収集能力
- 調整能力（コーディネート）
- 計画スケジュールの管理
- 計画の実施体制が継続されるような工夫、組織作りが必要。担当者が異動してしまうと、そこで計画が止まってしまうことは避ける必要がある。

市町村の（鳥獣行政）担当者

役割

- 市町村全体の現況（生息状況、被害状況、対策実施状況等）の把握
- 特定計画の実実施計画の策定
 - 群れが複数の市町村をまたいで分布する場合などは、関係する市町村、都府県の出先事務所等で構成される協議会において、計画の検討、調整、策定を行う。
- 実施計画と被害防止計画の調整、連携
 - 群れ毎に統一した捕獲目標の設定、被害対策やモニタリングについての役割分担など
- 地域住民・農業者との合意形成
- 計画の実行
 - 計画的な捕獲の実施（捕獲作業は捕獲実施機関へ依頼）
 - 捕獲結果の収集・整理、都府県への報告
 - 効果的な被害対策について農業者等への指導、普及・啓発など
 - 被害状況（農業被害、生活環境被害）のモニタリング、都府県への報告

能力など

- ニホンザルの保護・管理についての基本的な理解（各種対策や調査についての内容、課題の理解を含む）
- 調整能力（コーディネート 都府県と地域住民・農業者とをつなぐ）
- 計画の実施体制の継続性が担保されるために、なるべく長期の任期が望ましい。

地域住民・農業者

役割

- 被害対策の主体的な実施
 - 特に集落ぐるみの対策（防除柵の設置・管理、追い払い、誘引物の除去など）の実施

能力など

- 集落ぐるみの対策を進めるために、地域のリーダー的役割（行政とのパイプ役：地域の実情、要望を行政に伝え、行政の施策を地域に伝達する、効果的な被害防除対策の率先、指導）を担う存在が求められる。

調査機関

役割

- ニホンザルの生息状況や対策の効果測定などのためのモニタリング調査の実施
- 必要に応じて都府県、市町村、地域住民・農業者などに対して、調査や対策の必要性を説明

能力など

- 行政の試験研究機関のほか、大学や民間の調査機関など
- ニホンザルの生息状況等についての調査能力、調査結果の解析能力のほか、ニホンザルの保護・管理についての理解

捕獲実施機関

役割

- 計画に則した捕獲の実施
- 捕獲した個体についての情報（捕獲日、捕獲位置、頭数、性別、年齢クラスなど）の収集

能力など

- 捕獲の実施や情報の収集ができる者から構成
- 人馴れして人家に侵入するなどの問題個体を特定して捕獲するなどの高度な技術を要する捕獲は、専門の技術者に委託

科学的評価機関

役割

- 計画策定時に、立案された計画についての助言、指導
- 計画に基づく施策の結果に対し、モニタリング結果から科学的な評価を行い、必要に応じて計画の見直しを提言
- 都府県や市町村等に対して、技術的なアドバイスなど
- 合意形成機関とは、別の独立した組織が望ましい

能力など

- 行政の研究機関、大学等の研究者など専門家から構成
 - ニホンザルの保護・管理についての専門性
- ニホンザルの生息状況、被害状況、対策の実施状況などは、地域によって異なっているため、地域の状況に即した対応を指導できることが求められる

合意形成機関

役割

- 特定計画についての合意形成の場

能力など

- 行政機関、利害関係団体、学識者、地域住民などから構成
- 地域のニホンザルによる被害状況、対策の必要性、課題などに対する認識

体制整備・人材育成の事例紹介

これまで体制の整備と人材の育成の重要性を述べてきました。ここからは、実際に体制の整備と人材の育成が行われた事例を紹介します。

1つめは、大学と自治体が連携して、鳥獣害に対応できる人材を育成した事例を紹介します。この事例で育成された人材は、ニホンザルだけでなく、鳥獣害全般に対応できる人材の育成を目的にした事例です。2つめは、大学と自治体が連携して、ニホンザル対策を中心に地域の活性化のために専門家を配置した事例です。

各地の事例を参考に、地域の状況に合わせた体制の整備と人材の育成を行うことが求められます。

1. 大学と自治体が連携した人材育成の取り組み事例

里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム

平成21年度文部科学省科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」に宇都宮大学と栃木県が連携して応募、採択されたことによる人材養成のためのプログラム。

●背景・目的

里山における鳥獣害が年々深刻化し、営農意欲に大きな打撃を与え、地域の更なる過疎化・高齢化を招くという悪循環が発生している。また地域での鳥獣害の効果的な対策を行うために指導的な役割を果たす技術者が不足し、技術者と地域住民や自治体とのネ

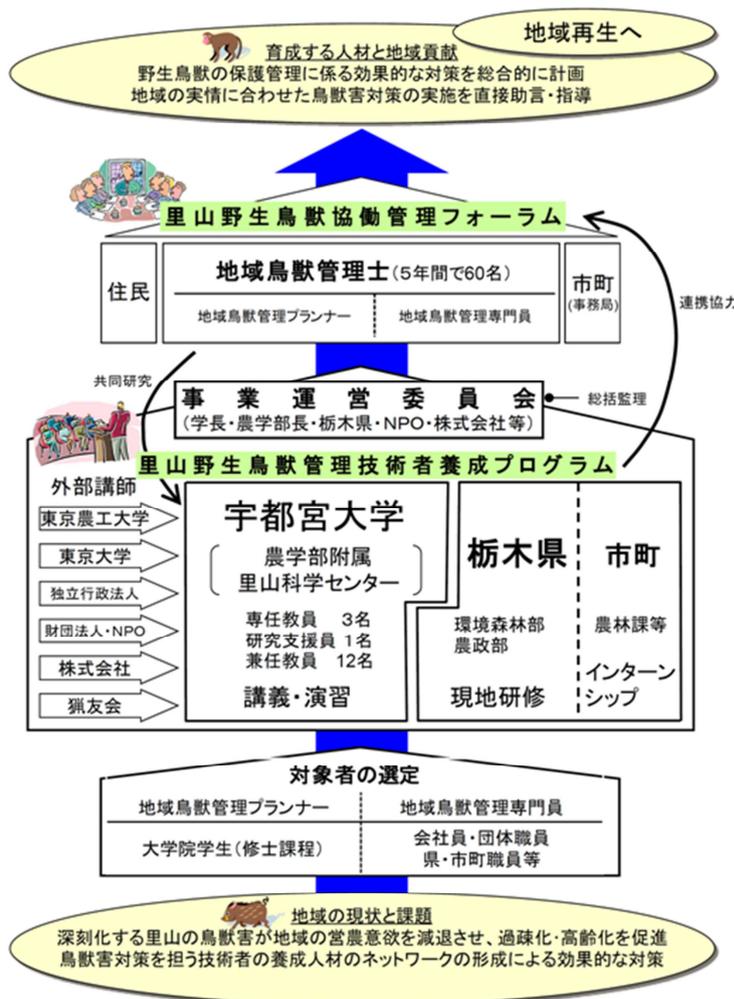
ネットワークも十分に構築されていない。そのため、大学の教育研究の実績と自治体の実務経験を相互に補完・統合し、地域に密着した鳥獣対策の担い手と成る人材を輩出することを目的とした取り組みが行われた。

●実施期間

2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度

●体制・役割(図 3 参照)

- ・宇都宮大学農学部附属 里山科学センター：講義・演習
- ・栃木県環境森林部・農政部：現地研修
- ・市町農林課等：受講生のインターンシップとしての受け入れ



出典：地域再生人材創出拠点の形成 中間評価「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」

<http://www.jst.go.jp/shincho/program/kadai/pdf/h23seika/200914502011rr.pdf>

図 3 里山野生鳥獣管理技術者養成プログラムの実施体制

●プログラムの内容

○地域鳥獣管理プランナー養成コース

- ・対象者：大学院生または 4 年生大学卒業生
- ・養成内容：地域での情報収集、問題点の解明、解決法の提案と実施計画の策定まで、科学技術を基盤としたトータルな対策を計画する能力を備えた技術者の養成

○地域鳥獣管理専門員養成コース

- ・対象者：会社員、県・市町職員、農林業関係団体等に勤める社会人
- ・養成内容：野生鳥獣の生態学的な知見から鳥獣害の現場での適切な指導・助言を行うことができる技術者の養成

○カリキュラム

- ・講義 5 科目、演習 2 科目、実習 2 科目、インターンシップ 1 科目の計 10 科目。
- ・プログラムの修了には、いずれのコースも必修科目 7 単位以上を取得した者を対象に審査し、合格することを要件とした（標準履修期間 1～2 年間）。

●成果

- ・5 年間のプログラムで地域鳥獣管理プランナーが 36 名、地域鳥獣管理専門員が 37 名の計 73 名が修了した。
- ・プログラム修了者には、一般社団法人鳥獣管理技術協会が実施する「鳥獣管理士」の資格認定試験の受験資格が付与され、2014（平成 26）年 6 月現在、66 名が資格認定を受けた。
- ・鳥獣管理士は、環境省鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、栃木県内の市町村の鳥獣被害防止対策協議会委員や鳥獣被害対策実施隊等として活動しているほか、クマレクチャー講師や「むらおこしプランナー」として県より小学校や地域に派遣されている。また、平成 26 年度より栃木県は獣害に強い集落づくり推進事業としてモデル集落を選定し、各集落に鳥獣管理士を配置して被害対策に取り組んでいる。

●プログラム終了後の人材育成の後継体制

プログラムの中で、鳥獣管理士の資格の認定機関として設立された鳥獣管理技術協会が、一般社団法人化し、養成された鳥獣管理士の能力向上と新たな鳥獣管理士の養成、認定試験を行っている。また同協会は、宇都宮大学地域連携教育研究センターと共催で、鳥獣管理士養成講座を開催している。

さらに栃木県農政部農村振興課では、鳥獣管理士等として各地域での指導者となる人材の育成を目的に、「とちぎ獣害対策地域リーダー育成研修会」を宇都宮大学に委託して実施している。

●課題

プログラムを修了してすぐに活動できるのは、すでに地域に住み農林業に従事しているなど地域と深いつながりを持った人たちである。また、市町村職員の場合には、直接、鳥獣被害対策を通じて業務として地域と深く関わることによって、鳥獣管理士として活躍できる。しかし、このような地域との関わりを持つことが少ない人たちにとって、地域へ入り、経験を積むといったことは難しく、そのような人たちの活動の場の確保が課題である。

2. 大学と自治体が連携して地域に専門家を配置した事例について

域学連携の枠組みによる専門家の配置

神戸大学と兵庫県篠山市が連携して専門的な知識をもった人材を配置。

●経緯

2007（平成 19）年度に神戸大学農学部が、生きた現場での教育研究活動を進めるための拠点として、篠山市に篠山フィールドステーションを開設。2007（平成 19）～2010（平成 22）年度まで地域連携事業の実施を経て、2011（平成 23）年からは神戸大学が篠山フィールドステーションを全学の実践的教育研究の拠点とし、篠山市と協働での拠点運営を開始した。

2009（平成 21）年度に篠山フィールドステーションに駐在研究員として赴任していた専門家が、2013（平成 25）年度に神戸大学大学院農学研究科地域連携センター特命助教に就任し、また 2014（平成 26）年度からは篠山市農都創造政策官にも就任し、大学職員と市職員という二つの立場で活動している。

●体制・役割

- ・篠山市農都創造政策官としては週に 2 日勤務し、残りは神戸大篠山フィールドステーションに勤務している。
- ・獣害対策を推進する上で、市町村が果たす役割は大きいため、市職員の中に専門家がい、県の研究機関（兵庫県森林動物研究センター）からも助言や支援を受けられる篠山市の体制は理想的である。市は、同センターの取り組みと連携を図っている。
- ・住民に対する被害対策の研修などの普及啓発のほか、行政内における相談役、議会における成果の説明や現地調査まで、政策立案・実践・研究までを行っている。また都市住民と二ホンザル対策を行う仕組み作りを行うなど地域活性化につながる取り組みにも着手し、市町村の鳥獣行政担当者が担う役割に加え、それ以外の役割も担っている。
- ・農都創造政策官としての職務は、獣害対策だけでなく、篠山市が掲げる「農都」の実現に向けた諸施策への助言も含まれている。
- ・篠山フィールドステーションの駐在研究員（地域連携センター特命助教）としての職務も、獣害対策だけでなく、学生と地域を結びつける等の役割がある。

●成果

- ・被害対策意識の向上や地域が主体となった対策活動が活発になってきたほか、サルの存在に肯定的な意見をもつ集落もでてきている。
- ・市に専門家を配置することで正確な情報の共有・伝達がされており、行政内部への説明や政策提案が可能となっている。

●特徴・利点

- 柔軟な雇用形態により市町村にニホンザル管理の専門家を配置している。
→大学と自治体といった形態の連携以外にも、県と市町村、市町村間で連携した雇用などの可能性も考えられる。
- 自治体が大学と連携して獣害対策に取り組む利点としては、専門的な知識の現場への還元、学生の動員によって長期的な関わりや継続的な組織作りが可能な点である。

●課題

- 市民や市議会からは、獣害対策だけでなく、獣害対策を解決した先に地域の他の課題も解決できる専門家が求められている。
- 職務内容が多岐にわたるため、野生動物管理の専門家として獣害対策に本格的に関わる形ではない。ただし、獣害問題の解決の先にある地域の姿を見据えた活動展開は今後さらに必要性が増すと考えられ、より良い形の専門家配置を検討中である。

3. 参考文献・参考ホームページ

現在、各地でニホンザルの管理のための体制の整備や人材の育成が進められており、参考となる文献やホームページのURL は以下のとおりです。

●兵庫県森林動物研究センター

- 兵庫ワイルドライフモノグラフ 5 号「兵庫県におけるニホンザル地域個体群の管理手法」
- http://www.wmi-hyogo.jp/publication/pdf/mono_monograph05.pdf
- ニホンザルの管理を進めるために、兵庫県森林動物研究センターが中心となって行った地域住民への普及啓発活動、ニホンザル監視員制度の成果と課題、集落主体の追い払い事例などが紹介されている。

●三重県農業研究所

- 猿害につよい集落づくりのためのアプローチ
- <http://www.mate.pref.mie.lg.jp/marc/jyugai/pdf/syurakuzukuriapurochi.pdf>
- 集落を診断し、最適な被害対策を行う手順が、事例を示しながら解説されている。

●農林水産省 鳥獣被害対策コーナー

- 野生動物管理システムハンドブック ニホンザル・ニホンジカの総合的な被害対策のすすめ方
- http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_manual/h24_03/index.html
- 福島県福島市、神奈川県西湘地域、佐賀県において行われたニホンザル対策について紹介されている。

平成 26 年度

ニホンザルの保護及び管理に関するレポート

2015年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話：03(3581)3351（代表）

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

電話：03(6659)6310（代表）

リサイクル適正の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「Aランク」のみを用いて作製しています。